

警察庁政策評価研究会

第26回議事録

平成25年6月14日開催

警察庁長官官房総務課

第26回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成25年6月14日（金）午後1時57分から午後3時15分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京都市教養学部教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

警察庁

坂口 正芳 官房長
鈴木 基久 政策評価審議官
山下 史雄 官房審議官（生活安全局）
辻 義之 官房審議官（刑事局）
土屋 知省 官房審議官（交通局）
河邊 有二 官房審議官（警備局）
内藤 伸悟 技術審議官
斉藤 実 総務課長
岡部 正勝 総務課警察行政運営企画室長
横内 泉 警察大学校警察行政研究センター所長（オブザーバー）

4 議題

- (1) 平成24年度実績評価書（案）について
- (2) 実績評価計画書の様式変更（案）について

5 報告事項

- (1) 規制の事前評価書の作成及び公表について
- (2) 平成24年度政策評価実施結果報告書（案）について

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、若干時間が早いようではありますが、皆様おそろいでございますので、第26回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

議事に先立ちまして、当庁から今回初めて出席するメンバーを紹介させていただきます。

(内藤技術審議官)

技術審議官の内藤でございます。3月11日に着任ということで、今回初めて、政策評価に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

なお、本研究会の庶務につきましては、前回までは、長官官房総務課にあります情報公開・個人情報保護室において行っておりましたが、本年5月16日から新設されました長官官房総務課の警察行政運営企画室に事務の移管をしているところでございます。私は、同室室長の岡部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに官房長の坂口から御挨拶を申し上げます。

(坂口官房長)

本日は、大変蒸し暑い中、この研究会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほどありましたように、今回から庶務が変わりましたから、引き続き御指導賜りますが、よろしくお願いいたします。

本日の議題は2点でございます。

議題の1点目が、平成24年度の実績評価書の案でございます。これは、昨年3月に24年度の実績評価計画書を策定しまして、18の業績目標を設定しましたが、その達成状況につきましての事後評価でございます。

議題の2点目は、実績評価計画書の様式変更でございます。これは、この4月に各府省庁の連絡会議で、いわゆる行政事業レビューとの間で情報の相互活用をするようにということでございまして、この実績評価計画書の様式を変更したいということであります。

また、報告事項の1点目が、規制の事前評価書の作成・公表、2点目が、平成24年度の政策評価実施結果の報告書でございます。

どうか忌憚ない御意見をお寄せいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

議題1関係につきましては、平成24年度実績評価書(案)について関する資料でございますけれども、資料1が評価書の要旨というものでございます。資料の2番目が評価書の本体でございます。それから、資料の3番目が一覧表になっておりますA3でござ

いますけれども、 、 等の評価結果の一覧表というものでございます。

議題2の関係でございますけれども、実績評価計画書の様式変更ということでございますが、これにつきましては、資料の4番ということになっております。

報告事項は2点ございますけれども、規制の事前評価書の作成及び公表についてが資料5、資料6が平成24年度政策評価実施結果報告書ということになってございます。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(前田座長)

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議題に入る前に確認ですけれども、本研究会では、国の治安に関する事柄を扱う関係です、研究会自体は一般公開しておりませんが、議事録については、事務局で案を作成した後に、各発言の先生方に内容を確認いただいた上で、ウェブサイトに掲載するという形で処理をしております。これは何とぞ御了承いただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ってまいります。

先ほど官房長からもお話がありましたけれども、議題の1点目、24年度実績評価書(案)についてでございます。これは、岡部室長の方から御説明をお願いします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、お手元の資料1番から3番でございます。評価書本体は資料2になるんですけれども、時間の都合もございまして、資料1をメインに使いまして、御説明を申し上げたいと思っております。資料2につきましては、本体でございますので、適宜、御参照いただければと存じます。資料1を1枚おめくりいただきますと、政策体系というものが書いてございます。こちらが全体像でございまして、先ほど官房長からの話にもございました7つの基本目標、それに対しまして18の業績目標を掲げているところでございます。それから、達成の度合いということでございまして、同じ資料の左側に達成度の評価の基準についてという記載欄がございまして、記号 は指標全てを達成していると認められるもの、おおむね達成が記号 、それから、達成が十分とは言い難いものは、記号 ということになっているところでございます。

それでは、また1枚おめくりいただきまして、基本目標1の関係の業績目標が3つございますけれども、順次、簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

1ページが、基本目標1の中の業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」ということでございます。こちらにつきましては、業績指標というものを設定しておりまして、赤字で書いてあるところが、その業績指標に対する達成目標ということであります。達成目標は「前年度よりも減少させる」ということが目標となっております。それに対する分析でございまして、まず、「地域住民等の安全を脅かしている犯罪」ということでございまして、こちらにつきましては、この資料の(注)に書いてありますとおり、「治安に関する特別世論調査」、それから各都道府県警察における重点的に抑止すべき犯罪の選定状況を総合的に勘案いたしまして、「重要犯罪」、それから、「住宅対象侵入犯罪」を「地域住民等の安全を脅かしている犯罪」として選定をしているとこ

るでございます。

達成状況でございますけれども、その下の折れ線グラフが2つありますが、左の方が「重要犯罪の認知件数」であります。「重要犯罪の認知件数」につきましては、グラフが示しますとおり、前年度より増加しているところでございますので、こちらは「 」ということで評価しております。その右側、「住宅対象侵入犯罪の認知件数」でございますけれども、こちらは前年度よりも減少しているところであります。しかしながら、その「減少率」というものを見ますと、その下に参考指標というのがありますけれども、こちらが「刑法犯認知件数」の減少のグラフであります。こちらの23年度から24年度の減少率と比べますと、「住宅対象侵入犯罪」の減少率の方が少し下回っている、要するに傾きが緩いということでございます。「刑法犯認知件数」の方が6.7%ですが、「住宅対象侵入犯罪」は4.3%ということでありますので、結局、こちらの評価につきましては、「 」ではなく、「 」ということであります。

以上のとおりでありまして、「重要犯罪」につきましては、「目標を達成したとは言い難い」ということなのですけれども、過去5年間の平均値よりは、少ない数字となっております。刑法犯認知件数の引き続きの減少傾向ということを総合的に勘案いたしまして、こちらの業績目標1に対する評価結果としては「 」ということにしたところでございます。

その次のページ、2ページを御覧ください。2ページは、「地域警察官による街頭活動の強化及び初動警察活動の強化」というところでございます。こちらにつきましては、業績指標は、「刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合」ということでございまして、達成目標は、「過去5年間並の高水準を維持する」ということになっております。グラフの方を御覧いただきますと、その割合ですが、24年度は79.3%ということでございました。前年度の81.8%よりも若干低下しておりますけれども、依然としてほぼ8割という高水準を維持していることから、達成状況については「 」評価結果についても「 」としているところでございます。

続きまして3ページを御覧いただきたいと存じます。3ページは、「良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止」という業績目標であります。評価結果の概要等を御覧ください。こちらの方は、業績指標を3つに分けているところでございます。一番最初は、「経済犯罪等の検挙事件数及び検挙人員」ということで、これをさらに中を4つに分けて、各経済犯罪の類型ごとに評価を実施しているところであります。それぞれ目標が微妙に違っておりまして、「利殖勧誘事犯」については、「前年よりも増加させる」ということであります。4つのグラフのうちの左上でございますけれども、こちらにつきましては、「目標を達成した」という評価でございます。続きましては、「特定商取引」、これは、「前年並の水準を維持する」ということでございますけれども、右上のグラフでありますけれども、こちらにつきましては、「目標の達成が十分とは言い難い」ということでございます。3番目がヤミ金融事犯でございまして、こちらも「前年並の水準を維持する」という目標を掲げておりましたけれども、グラフの示しますとおり、「目標の達成が十分とは言い難い」ということでございます。それから4番目が「食の安全事案」、こちらにつきましては、「23年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する」ということでございまして、こちらにつきましては、増減の

傾向が今年の方がよろしいという評価でありますので、こちらは「目標の達成」ということとさせていただきます。それぞれの4つの指標の状況を総合的に勘案いたしまして、達成状況は、「おおむね達成」ということで「 」ということにしているところであります。業績指標 が、「利用口座の凍結」というところであります。「凍結のための金融機関への情報提供件数」というものを指標として掲げております。こちらの目標は、「前年よりも増加させる」ということでありまして、前年よりも増加をしているところでございますので、達成状況は「 」ということとあります。業績指標 が産廃、「産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員」で、こちらにつきましては、達成目標は、「23年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する」ということであります。これは件数、人員ともに、24年の対前年の減少率というものが、23年と22年を比べたときの減少率よりも下回っているということとありますので、これを「 」と評価しているところであります。これらを全て合わせまして、この業績目標についての評価結果は、「 」ということにさせていただきます。以上が基本目標1の関連であります。

続きまして、基本目標2であります。

業績目標の1は、「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」ということであります。評価結果の概要等を御覧ください。こちらは業績指標としまして、「各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率」というもので見ております。こちらにつきましては、グラフで見いただきますとおり、「重要犯罪の検挙率」は上昇、これを過去5年間の平均値と比べるとというのが達成目標となっておりますが、5年間の平均値よりも上昇しております。「重要窃盗犯の検挙率」は、若干の低下を示しているというところでございますが、「重要犯罪の検挙率」が上昇していることをもちまして、全体としての評価結果は、「おおむね達成」ということで「 」という評価をしているところでございます。

続きまして5ページ目を御覧ください。「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」というところでございます。こちらは、「政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙を推進する」という達成目標になっておりますけれども、「政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数」、「経済的不正事案の検挙事件数」、それぞれ分けて取っておりますが、双方とも減少ということとさせていただきますので、こちらにつきましては評価結果は、「 」ということにしているところであります。

6ページ目を御覧いただきたいと思えます。「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」というところでございます。こちらにつきましては、業績指標を2つ設定しておりまして、「特殊詐欺の認知件数及び被害総額」が業績指標でありまして、過去最低であった22年度よりも減少させるという目標になっております。こちらにつきましては、グラフのとおり22年度よりも増加しておりますので、達成状況は「 」ということとあります。業績指標 が「特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員」でありますけれども、達成目標は、「過去5年間の平均値よりも増加させる」ということであります。こちらはグラフのとおり、検挙件数の方は、過去5年間の平均値よりも減少しておりますけれども、右側の人員の方は増加しているところであります。したがって、評価といたしましては、おおむね達成の「 」ということにしております。全体といたしましては、達成が十分ではないということで「 」と評価しているところであります。

7ページを御覧ください。「科学技術を活用した捜査の更なる推進」ということであります。こちらは、「DNA型データベースの活用件数」ということを業績指標に掲げておりました、「前年度よりも増加させる」ということが達成目標であります。こちらは増加をしておりますので、「 」ということで評価をしております。

次のページ、8ページであります。「被疑者取調べの適正化の更なる推進」というところでもありますけれども、こちらは業績指標が3つあります。「都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況」ということでございますが、こちらは、「全都道府県警察に対する巡回指導の実施」が達成目標とされておりますが、全都道府県警察を回っておりません。35道府県にとどまっておりますので、評価は「 」ということであります。2番目が「捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等の実施状況」ということでありますけれども、こちらは、全都道府県警察において研修を実施しておりますので、評価は「 」であります。「取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認回数」ということを業績指標に掲げております。こちらは、達成目標が「視認回数が被疑者取調べ件数を超えて一定の水準に達していること」で視認がしっかり行われているかということですが、こちらにおきましても、数値上、視認が行われているということでありますので、達成状況は「 」という評価をいたしまして、全体としての評価結果は「 」ということであります。

続きまして、組織犯罪対策関係についてでございます。

9ページの「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」ということでありまして、業績指標は、4つであります。1番目の業績指標が「暴力団構成員等の数」、これを「前年よりも減少させる」ということでありますが、下のグラフの左のとおり、暴力団構成員等の数は減少しておりますので、こちらは「 」ということであります。それから、「暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員」、こちらは、「過去5年間の平均値よりも増加させる」ということが目標となっているところであります。こちらにつきましては、減少しておりますので、達成状況については、「 」ということでございます。業績指標 は、「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」でありますけれども、左下にあります薬物事犯の検挙件数、検挙人員の棒グラフのとおり、過去5年の平均値よりも減少しておりますので、こちらも「 」ということであります。それから、「組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益の没収額・追従額」でありますけれども、「過去5年間の平均値よりも増加させる」という目標を掲げましたが、こちらでも達成をしておりますので、「 」とし、全体としての評価結果は、したがって「 」ということであります。

続きまして、業績目標2「来日外国人犯罪対策の強化」というところでございます。業績指標は2つございます。1番目が「来日外国人犯罪罪種別検挙事件数及び検挙人員」で、達成目標が「来日外国人犯罪の取締りを強化する」ということでございます。来日外国人犯罪につきましては、基本的には検挙の件数及び人員ともに全体として減少傾向にあります。こちらの分析に当たりましては、それぞれの包括罪種別に分けまして、回帰直線を使っております。それによりまして、それぞれの罪種があるんですけども、検挙件数については風俗犯以外の4罪種、人員については窃盗犯以外の4罪種で、24年度の実績値が回帰直線上の値を上回っているということでありますので、来日外国人犯

罪の取締りは強化されているということで、「 」と評価をしているところであります。業績指標 でありまして、こちらは「国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員」についてではありますけれども、達成目標は、「過去5年間の平均値よりも増加させる」で、こちらにつきましては、過去5年間の平均値よりも減少しておりますので、「 」ということであります。全体といたしましては、評価結果は「 」とされているところでございます。

続きまして、交通の部門に移ります。

11ページを御覧ください。業績目標1は、「歩行者・自転車利用者の安全確保」ということであります。こちらにつきましては、業績指標は「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数」でありまして、それぞれ、「22年よりも減少させる」ということが達成目標になっております。「22年」と申しますのは、第9次交通安全基本計画というものがございまして、これは、23年度から27年度までの基本計画ですけれども、その計画の基準となるのが22年の実績値ということになりますので、この22年の実績値よりも減少させることを目標としております。それぞれ減少しておりますので、達成状況につきましては、評価は「 」としております。

12ページを御覧いただきたいと思っております。「運転者対策の推進」ということでございます。業績指標につきましては2つ、「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」と「70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」という指標を掲げております。それぞれ先ほど申し上げましたとおり、基準年の22年よりも減少させるということが目標でありまして、業績指標 については、それぞれ達成しているので「 」、業績指標 につきましては、一部達成していないものがありますけれども、全体としては、指標の中で減ってるものの方が多い、グラフを御覧いただきますと、歩行者妨害等を除きましては減少傾向にありますので、達成状況は「 」ということでございまして、全体の評価結果は「 」ということでございます。

続きまして業績目標3の「道路交通環境の整備」ということであります。こちらは、業績指標が3つであります。「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」については、達成目標は書かれておりでありますけれども、それぞれこちらは達成をしているところでございますので、達成状況は「 」ということでございます。業績指標 は、「信号制御の高度化等により実現される円滑な交通」でございます。達成目標は細かくなりますので、朗読は省略させていただきますけれども、こちらにつきましては、バリアフリー化の割合というところだけが、24年の目標値を下回っておりますけれども、他の2点につきましては、それぞれ目標値を上回っているということでございますので、全体としては、「 」ということであります。業績指標 は、「停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数」ですけれども、こちらは、記載の整備台数ということで目標に対して上回っておりますので「 」、全体としての評価結果は、「 」ということで評価しているところであります。

続きまして、警備公安関係であります。基本目標5であります。

業績目標1は、「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」ということであります。それぞれ業績指標を掲げておりますけれども、「重大テロ事案等の発生件数」に

については、発生がありませんので「 」、それから「治安警備及び警衛・警護の実施状況」についても警備対象の安全が図られたことから「 」としております。「主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員」ということでありますけれども、グラフのとおり、推進をしているところであります。こちらにつきましては「 」としており、特に、オウム真理教関係者等は全員検挙に至ったということでございます。極左暴力集団や右翼関係者については、検挙人員が減少しておりますけれども、全体としては、おおむね達成ということで「 」、したがいまして、この業績目標につきましては「 」と評価をしているところであります。

15ページを御覧ください。「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」であります。業績指標は2つ、まず、各種訓練を実施するということがございますが、これにつきましては、訓練等取組を推進しておりますので、「 」となっております。それから、災害警備活動の実施についてでありますけれども、こちら東日本大震災を始め、各種災害警備活動を推進しておりますので達成状況は「 」、全体としても「 」として評価しております。

業績目標3であります。16ページであります。「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」というところでございます。業績指標はそれぞれ3つありまして、「国内外の関係機関との情報交換等の連携状況」ということで、こちらは事例で紹介しているとおり、連携を強化しているところでございますので「 」、それから「国際テロの発生件数」については、未然に防止しておりますので、これも「 」となっております。「北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物質等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況」については、達成目標が「取組を推進する」となっております。こちらにつきましては、検挙等しておりますけれども「 」と評価をしております。全体の評価は、「 」というところでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」でございますけれども、評価結果の概要等を御覧いただきますとおり、業績指標は3つあります。「犯罪被害給付制度の運用状況」については、申請被害者数、支給被害者数、裁定金額が、いずれも過去5年間の平均値より伸びておりますので「 」ということでありまして。「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数」についても、しっかり伸びておりまして、こちら「 」、「関係機関・団体等との連携状況」につきましては、回帰直線を用いて分析をしております。こちらについても「 」ということで、全体として「 」という評価をしているところであります。

最後に、18ページでございます。「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」でありますけれども、業績指標が2つございます。「サイバー犯罪の検挙件数」については、過去3年間の平均値よりも増加をしております。「サイバーテロの発生件数」につきましては、サイバーテロの発生はありませんでしたので、こちら「 」でございます。しかしながら、御案内のとおり、遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案につきまして、警察のサイバー犯罪捜査に対する信頼が揺らいだということで、情報通信技術の急速な発達に警察の捜査が追いついていないのではないかとこの不安を国民の皆様と与える結果となったことを考慮いたしまして、全体としては「 」という評価をしているところでございます。

以上で議題1の説明を終わらせていただきます。なお、補足でございますけれども、例えば資料2の2ページの下の方を御覧いただきますと、「業績目標達成のために行った施策」の一番上に「地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進」といった項目の後に「行政事業レビュー対象事業」という括弧書きが書いてあります。こちらは、政策評価と行政事業レビューとの連携を確保するということが、関係省庁の間で申し合わされておりました、その一つの表れとして、行政事業レビューの対象事業が、それぞれの施策に入っている場合には、レビュー対象の番号をこちらに付記するという事で、関連性を明らかにしているところでございます。

説明は、以上であります。

(前田座長)

ありがとうございました。各部門にわたって見やすい一覧表の資料3を付けていただいて、「」「」「」と。基本的には資料1が見やすいと思いますが、先生方、御質問はいかがでしょうか。

(妹尾委員)

資料2の評価書の本体2ページの参考指標「街頭防犯カメラの整備台数」というのがございます。これは、もう相当増えたなあという感じがしまして、警察が設置・管理している台数ですよね。以前、もう何年も前に、ここで、いろいろな議論をしたと思いますけれども、大分このところは、市民の皆さんの理解が強まったのですが、民間が設置・管理している台数は、どれぐらいなのか。

(山下生活安全局担当審議官)

民間が設置・管理している台数というのは、私どもの方ではカウントしてございませんし、把握する仕組みにもなっておりません。

(妹尾委員)

このところ、犯罪検挙のときに、相当、防犯カメラが活躍していると思いますけれど。何年前でしたっけ、ここでずいぶん議論して。我々が秋葉原に設置しようとしたときに、それこそ憲法問題が騒がれた。あれはどこへ行ったのだろうかという感じなんですけれど。どういう所は、警察が設置できるという話なのでしょう。

(山下生活安全局担当審議官)

それぞれの県警の方ですね、それぞれモデル事業という形であったり、一部、国の方で国費で流しているものもございますけれど、基本的に繁華街、非常に犯罪が多発している所、正に警視庁ですと歌舞伎町がスタートとなって、その後、渋谷、池袋、上野、六本木、そして一番直近では、今年に入ってから錦糸町が正にいろいろな犯罪が多いということで設置されました。警視庁が設置する場合には、警視庁で規定・基準を設けまして、前田先生を始め有識者の方々からも運用についての御議論をいただいた上で、警視庁の場合は東京都の予算を確保いたしまして、それで設置しているというものでござ

います。警視庁が一番にスタートしたわけでございますけれども、そういう方式を参考にしながら、それぞれの県の繁華街ということで、現在、18の都道府県80地区で921台設置されてございます。

(前田座長)

ですから、妹尾先生のおっしゃる秋葉原は当然入れても良いと思うのですが、やはり、先ほど審議官の御説明があったとおり、入れなければならない所がいろいろある中で、警察から見て、より危ない所から順に入れるということで、秋葉原はそれよりももう少し順位が下だったということで。

(妹尾委員)

そういうことを言っている間に、例の殺傷事件が起きてしまって、「ほら。」という話があったのですけれど。

(前田座長)

どこかで講演したのですけれども、秋葉原の事件があったので、国民の治安意識は、認知件数が減ると大体減っていくものなのですが、減るのが止まってしまったのですよね。不安感が残ったわけですね。それはやはり、妹尾先生が御指摘された内容も非常に重要で。ただ、僕が一番感じるのは、防犯カメラの設置について、警察の検討のお手伝いを始めた頃は、「人権侵害だ。」「法律が分かってるのか。」というようにいじめられたのですけれども、今は逆で、今のお話にもつながりますが、「警察のカメラは入れてほしい。」「民のカメラは信用できない。警視庁が主体となって設置したカメラならば、安心だから入れてほしい。」という。この間川崎で行った調査では、そうした声が圧倒的なんです。けれど、少なくとも、東京都の施策では、それほど予算がないですからね。彼らが、いくら金持ちだとは言え。逆に、民の方が、悪用とか利用の仕方という問題が、これから起こってくると思います。完全な警察マターではないかもしれませんが、考えていかないと。

(妹尾委員)

スマホを持つことにより、我々が自前で防犯カメラを持つようになったという考え方もあります。その場で撮影したものを録画して。そうすると、プライバシーの問題が出てきて、裏腹ですけれど。いずれにせよ、IT社会が相当動いてきてしまっている、様変わりの象徴だなという感じがします。

もう1点、資料1の18ページ、基本目標7のサイバー犯罪ですけれども、サイバー犯罪の検挙件数、サイバーテロの発生件数について、評価結果は「 」にとどまっていますが、そもそもサイバー犯罪自体が、ものすごく急速に変容していますよね。当初言われていた頃のサイバー犯罪と訳が違う。サイバー空間における犯罪者のビジネスモデル自体が変わってきました。だから、サイバー犯罪の定義自体がどうかということによって、その検挙件数が変わってくると思います。

それから、サイバーテロの発生件数というのは、発生したということについて、公的

機関はテロという言い方をするかもしれませんが、攻撃を受けているときに認知できておらず、ある日突然気付いたという場合が必ずありますよね。だから、この辺は、認知の問題も含まれてくるのかなという気がします。これは、コメントに近い質問です。

(山下生活安全局担当審議官)

サイバー犯罪につきましては、内訳として、ネットワークを利用した犯罪、これは従来から割とあるインターネット詐欺等です。それから、コンピューター・電磁的記録を対象とした犯罪や不正指令電磁的記録に関する罪、不正アクセス禁止法違反。不正アクセスは、正に件数が増えてございますし、その不正アクセスの中でも、いろいろな手口が出てきております。そういう意味では、先生がおっしゃるように、同じサイバー犯罪というくりの中でも、新しい手口のもの、例えば、従前の不正アクセス禁止法は、フィッシング行為を捉えられないということで、不正アクセス禁止法を改正しており、昨年の数字の中には、そういった改正をした法律、あるいは、変わった態様の犯罪の検挙件数が入ってきてございます。これまでの指標ということでは、この大きな3つの類型を合算したものでございます。

(鈴木政策評価審議官)

確かに、サイバーテロは発生件数ゼロということなのですが、御指摘のように、サイバー攻撃という風に捉えますと、これは我が国でも発生しているということだと思っております。それから、目標を立てたときから評価するときまでの間に、時間が経過しております。まさに先生の御指摘のように、ITの分野は非常に進展の速い分野でございますので、設定した目標に対する達成状況ですと、単に「 」と評価しておるわけですが、その後の情勢の変化等を踏まえて、やはりとても「 」と評価するわけにはいかないというのが警察の認識でございまして、「 」という評価にしております。

(前田座長)

では、櫻井先生、お願いします。

(櫻井委員)

1点目は、防犯カメラの件で、民間の防犯カメラを設置することについて、警察から働き掛けのようなことはされているのでしょうか。

(山下生活安全局担当審議官)

働き掛けというよりも、いろいろな御相談を受けることが非常に多くございます。今、防犯カメラがあると、地域の方々にとっては大変安心であると。特に、人通りの多い商店街とか通学路とかですね。また、そういう所に設置する場合について、例えば警視庁であれば、東京都や区が助成するという領域が広がってきていると。では、設置した方がいいのかどうなのだろうか、効果はどうなのだろうか、設置するときには何に気をつけなければならないのかといった相談を各警察署が随時受けますので、そういったときにアドバイスするとか。あくまで、それぞれの主体での御判断ではあると。一方で、犯

罪が多発しているようなところなどでですね、地元警察も取締り・パトロールをするけれども、地元住民の皆様方に防犯パトロールをしていただくとか、そういった自主的な取組の中の一つとして、防犯カメラを設置することも有用だとアドバイスすることはございます。それが、ある意味で働き掛けと言えば、働き掛けかもしれませんが、あくまでも、それぞれの設置主体の方々の自発的な判断に対するアドバイスということでございます。

(櫻井委員)

最近、警察官の不祥事が新聞等に出るので、私のところにも警察官がいらっしゃることがよくあるのですけれども、本物なのかとか、大丈夫なのか、まあ、本物でも危ないこともあると心配しているので、若干不安感を持たないことはなくて、そういう監察もした方がいいかもしれないです。名刺とかIDとか、もう少しちゃんとしたもの、信頼性が醸し出されるものが、本当はあった方がいいのかも分からないですね。面識があるわけではないので。日常的に思いました。

それから1点、別の件なのですが、資料1の1ページですと、認知件数が減っているかどうか、グラフが出ておりまして、3ページ以降ですと、検挙自体が増えているかどうかという形でデータを取っておられるのですが、認知件数は、被害届が出ているかどうかということによろしいのでしょうか。そうすると、検挙事件数が多いと言えるかどうかという評価は、認知されたものの中で検挙されているものはどれくらいかという話になりますよね。そうすると前提条件の問題があって、例えば3ページの件ですと、前提として、認知件数が増えているのか減っているのかによって、検挙事件数の評価が全く違ってくるので、そこはどこかに記述がないとですね、数字として合理性がないのではないかと申し上げたいのですけれども。ここに限らないのですが、検挙事件数の増減というところでは、どういう風に理解しているのでしょうか。

(辻刑事局担当審議官)

おっしゃったように、計算上は当然、同じ検挙件数であっても、認知件数が減れば検挙率は上がるということになります。

(櫻井委員)

相関関係によって、評価が変わってくるので、前提がどうかということが書かれてないと。事件数自体が増えているのか、減っているのかということをも前提にした上で、検挙数が相対的に多くなっているのか、減っているのかということです。

(山下生活安全局担当審議官)

御指摘の部分は、業績目標3の経済犯罪の関係でしょうか。

(櫻井委員)

例えば、3ページ目の経済犯罪ですね。

(山下生活安全局担当審議官)

経済犯罪の場合には、産業廃棄物の事件がそうなのですが、認知というよりも、むしろいろいろな情報があって、捜査をしていって、そして最終的に事件になれば検挙と。検挙して初めて、イコール認知ということになります。一般の街頭犯罪、例えばひったくりであるとか、侵入犯罪の空き巣等とは、そういう意味では、産業廃棄物事件の認知件数というものは、検挙件数と基本的にイコールとなっております。

評価書の7ページについて、参考指標ということで、環境省の統計で、少し統計の取り方が違うのですが、産業廃棄物の不法投棄件数という、ある意味、街頭犯罪等の認知件数に代わるものでして、行政当局の方で都道府県から報告を受けている投棄件数を参考指標として載せております。ある種、ここの部分が発生の実態を示しております。こちらの統計は、10トン以上の大型の不法投棄件数が国の方へ報告されますので、そういう意味では、我々とは統計の取り方が違うということでございます。

(櫻井委員)

認知件数だけが書かれているものと、検挙事件数若しくは検挙率が書かれているものが一緒に並んでいて分かりにくいので、国民が理解しやすいものにするという点で、今の御説明の内容をどこかに書いた方がよいと思うのですが。

(辻刑事局担当審議官)

刑法犯の方について言いますと、普段、私たちが犯罪の発生・検挙状況について資料を作成するときには、大体、認知件数、検挙件数、検挙率という3つの数字をセットで入れておりますので、「認知がこれだけ減っている割には、検挙率はあまり変わらない」などという評価になっております。

今回の場合、認知件数を減らすという政策の評価と、検挙を指標として捜査活動がどうなっているかという評価を別立てにしているので、認知件数と検挙率が別々に記載されております。

(前田座長)

これは難しいのですよ、説明が。ですから、我々学者の場合でも、刑法犯とそれ以外の特別法犯に分けるのですが、特別法犯には認知がありません。検挙、即認知と同じ扱いで。元々は部門が違い、刑事部と生安部で統計の取り方が違って、それがそのままとなっているわけです。どこの国でも、そういうことはあるのですけれど。大きな流れとしては、刑法犯を見るときには、今までのやり方で見て、特別法犯については、認知イコール検挙の数値の動きで見るとは、それは不本意だとおっしゃられれば、不本意なのですが。

(櫻井委員)

不本意というか、数字の見方として分かりにくいなということです。

(辻刑事局担当審議官)

先ほど3ページとおっしゃったのですが、認知件数と検挙率の話だと思って刑法犯について説明したのですが。御指摘の点は、一般刑法犯と特別法犯の区分の話だったのですか。

(櫻井委員)

そういう区分があるということも含めて、分かりにくいということなのですが。

(前田座長)

だから、言葉の定義って本当に難しいのですよね。かなりの大先生に、検挙と逮捕の差を御理解いただけなかったり、マスコミでも分からない記者の方が多いし、認知件数と検挙件数の差というのも、実に不可思議ですよ。それを、どう分かりやすく示すか。大きな誤解を与えないような表示の仕方は大事だと思うのですが、分かるように書くのはなかなか大変ですよ。

(鈴木政策評価審議官)

まさに、座長がおっしゃったとおりなんです。一応前回、刑法犯と特別法犯の違いや、認知件数について御質問をいただいたことを踏まえまして、今回、資料2の最初の方に、認知件数はどういうものであり、刑法犯と特別法犯はどういうものであり、特別法犯については原則として認知件数を計上していないということは、一応記載しております。

(櫻井委員)

普通の常識から言って、要するに刑法犯だろうと、特別法犯だろうとですね、実態として犯罪が、いわゆる違法行為がですね、増えているのか、減っているのかというベースの上で話した方がよろしいのではないのでしょうかということで、お考えいただければと思います。

(前田座長)

ある意味一番身近で、重要な犯罪である薬物犯罪は、刑法犯ではないですので、認知がないのですよね。だから、話がこんがらがってしまうのですけれども。

(江尻委員)

基本目標4の関係で、私は交通の会社におりますのでコメントさせていただきます。この中で、予算額でこの分野を見ると大きいものの、個人的には、金額に換算すると、施策の効果はここに書かれている以上にあがっていると思っております。別添で資料を付けていただきました28ページや29ページで、交通を円滑にしていかななくてはならないということですね、よく道路とか、いろいろな鉄道でもそうなのですが、費用効果分析とか便益分析の原単位を用いて計算すると、ここで1年間で削減されると書かれている2,200万時間について、大体1分当たり50円とか60円くらいで、渋滞解消による社会的な便益が上がっていくので、これだけで年間600億とか700億円くらい効果があると考

えられます。金額評価額自体をこの評価書の中に入れる必要は必ずしもないと思うのですが、おそらく、いろいろな交通関係の研究とか、こういう分野は進んでいると思いますので、こういう大きなお金を使っているところは、それ以上に効果がある、さらに、死傷事故件数が大きく減少するとか、環境へも効果があるということは、もっとPRしてもいいのかなと思っております。これからおそらく日本のインフラは、過去に作ったものを維持してだけでも大変で、新設とか改良のお金はなくなっていくもので、交通の制御とか管理というのも、警察がなさるこの仕事、いろんな規制も含めて、どんどん大事になって、今あるものをうまく使って、安全と安心と経済の活力を守っていくとか、地方部や大都市も入れて、大きな出発点というか転換点に今、日本の交通政策は直面してきていますから、こういう分野の研究と政策の推進は、警察庁で是非進めていただけるといいなと思った次第です。

(土屋交通局担当審議官)

どうもありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでありまして、28ページはどうしても事故抑止ということを申しておりますので、何件事故が減ったかという数字ですけれど、29ページですと、例えば上の交通円滑化効果というのは、正におっしゃったような旅行時間の単位で見えております。時間について、1時間にいくらという時間価値は、よく御案内のとおり、例えば賃金率にするとかですね、そういう観点で1時間に何台というのを見れば、確かに「億円」とか、場合によっては「兆円」というものにはなるのだと思います。引き続き、そういうプレゼンテーションで取り組んでいきたいと思っております。

それから、確かに、予算・財政的な制約もありまして、それから、ストックがたまってまいりますと老朽化も問題になってきますので、できるだけ効率的な執行・管理に努めなければいけないということで、例えば、信号でも1つの制御区よりも複数で制御するようにしようとか、いろいろな工夫をしているところでございます。

(田辺委員)

まずは、コメントでございますが、資料1で、簡単に言うとグラフで表現というのは、国交省がこういう形で紙を作っていましたけれども、警察庁の方でも作ってみると一目瞭然というところがあって、非常に分かりやすい資料を提供していただいて、ありがとうございます。

2点目で、これを見ていきますと、大体グラフでもそうですけども、「マクロの認知件数とかは、明らかに減っている」というのは、もうこの数枚を見ていっても、メッセージとして完璧に出ておりまして、それはこうなのだろうと。そして、国民に伝える媒体としても、これくらいのページ数ですと、なかなか有効ではないのかなと思います。他方、やはり「 」になっているところというのは、「にもかかわらず課題が残っている、安心してはいけませんよ」という2つの意味みたいなのところがあって、それで振り込め詐欺であるとか、暴力団対策であるとか、あと政治・経済のものであるとかが「 」という、まあ、最後の政治・経済のところというのは、なかなか、これ検挙件数とかで評価していますので、上下があるのではないのかな、ちょっと厳し過ぎるかなという感

じがするのですが、他の2つのところは、まだ、課題として明らかに出ているという点では、非常に全体として調和が取れたメッセージを出されていますし、現状の捉え方というか、警察活動のある種の効果というものにしても、非常に納得がいくという形になっていると思っております。

質問が1点だけございまして、使っている判断のベースラインで、5年間の平均を取っているものと、回帰直線を用いてトレンドを見ているもの、この2つがあるような気がしております。例えば、重要犯罪等のところは、平均を使っていますけれども、外国人犯罪のところはトレンドを使っています。もう少し、考え方がないしは、どちらの方向で考えていくのかといったところは、整理していただいた方がいいかなと思います。少なくとも、外国人犯罪のときにトレンドを見ていてですね、全体の認知件数が下がっているところだったら、そちらもトレンドを見ることにしていいのではないかとか、少なくとも2004年くらいまでの犯罪がずっと増えていたときには、マクロで押さえ込むというのが全体の目標になっていたと思うのですが、もう、それを制して減少傾向になっているときに、どういう評価軸と目標を設定するのかというのは、設定しづらいという考え方もありますが、人口も減っておりますので、人口が減っていれば黙っていても犯罪は減るかなあとか、そういうことも含めまして、5年間となるとやっぱり、100万人以上の単位で人口が減っていくところもあると思いますので、そういったことを含めて、考え方の整理等をしていただければ、今後、よりつながると思います。以上です。

(前田座長)

さっきの5年間の平均値を取るか、傾向を取るかというのは、何か意味があるのかな。これは、各担当ごとに、元は各部門が作ることの影響はあるのですか。

(岡部警察行政運営企画室長)

そういうところはございます。例えば、外国人犯罪について言いますと、先ほどの議論でいいますと、検挙しないと分からないというところが、まずありまして、外国人の犯罪の発生自体が本当に増えているのか、減っているのかよく分からない。たぶん減っているだろうという中で、分析するときに、当然検挙も減っているのですが、減り方の度合いがどうだろうと、なかなか指標が立てづらいので、回帰直線を用いたというのが具体的判断でございます。また、5年というのは、警察庁等で計画を作るときに、大体5年くらいごとに作っているということもありまして、5年平均というのが、各局多くなっているというのが、事務上の実情でございます。

(妹尾委員)

1点、雑談に聞こえるかもしれないですけども、片方ですね、最近のマスコミの報道を見ると、国民の関心は、「警察官、大丈夫か。」「警察官、危ないよ。」と犯罪なんかで騒がれているのかもしれないですが、一方で、警視庁の「D」ポリスのような話が出てきたりですね。「D」ポリスは、この中で、どの効果になるのですかね。

(河邊警備局担当審議官)

機動隊員ですから、基本目標5の業績目標1ということになるかと思いますが、ただ、雑踏警備ですので、機能としては、同じ目的を持っているのですが、あの局面そのものは雑踏警備なものですから、少し色合いが違うのですけれどもね。

(妹尾委員)

内容を見ると、基本目標1の「市民生活の安全と平穏の確保」の方が、何となく合う感じがするのですが。まあ、いい話題ではあるのですが。

(前田座長)

よろしいでしょうか。それでは、私から2つ、細かいことですが。

最近では、全体のトレンドで、認知件数が10年間落ち続けてきたのが、重要犯罪は下げ止まった感じに見えるのですが、強制わいせつと強姦ですね。これが、なぜ上がっているのか。検察の統計でも、ものすごく起訴率が落ちてしまって、悲惨な状態なのですね。240条(強盗致死傷)が5割を切ってしまいましたので、起訴率が、9割だったのが、40何パーセントに落ちてしまって。強姦も、殺人も、放火も落ちてきているのですが、強姦だけ、少し戻したのですね。この警察の政策評価を見たら、やっぱり強姦と強制わいせつだけが、少し増えていると。認知と検挙の数ではありますが、少し流れが良くなりつつあったのが、変わり出すのかなという感じがしたのですが。

あと、振り込め詐欺のことで気になったのが、検挙件数と検挙人員の比率なのですが、突き上げができなくなっているという感じがします。元々、振り込め詐欺は難しいのでしょうか。検挙人員に対する検挙件数の比率が、特に落ちてきている。やはり、何か手を打たないと、検挙活動全体としては非常にうまくいっている中で、もちろん、暴力団とか他の問題がありますけれども、振り込め詐欺は、そのための指標を設定するという問題なのか、そもそも、それ以前の段階なのか、分からないのですけれどもね。大変な努力をしていらっしゃるということは、よく分かっているのですが、やはりその中で、数字的には、突き上げができなくなっているというのが気になります。感想で申し訳ないです。

(坂口官房長)

最近、口座に現金を「振り込め」という形ではなくて、犯人が取りに行く手口が多いものですから、その「出し子」を捕まえるのですね。「出し子」のような組織の下人間は捕まるのですが、「組織の上人間のことは知らない。」と供述する場合は多いものですから、なかなか突き上げができない。だから、検挙人員が増えている割には、検挙件数が上がってこないのです。

(前田座長)

だから、成績が悪いわけではなくて、検挙人員だけは、着実に上がってきていて、検挙件数は、乱高下しながらも落ちているのですよね。そのところは、警察は捕まえてはいるのですよね。

(坂口官房長)

「出し子」が中心となるものですから、検挙件数が上がらないのですね。複数人検挙しても、検挙件数としては、1件だけになってしまうものですから。

(前田座長)

すみません。感想でした。

(坂口官房長)

犯罪の認知件数について、大阪のケースを申し上げますと、大阪でのイメージからするとですね、「強制わいせつ」の数はかなりあります。大阪は断トツのトップです。認知件数については、申告される方が増えている感じはあります。性犯罪対策にかなり力を入れておりますので、府民が警察に情報を提供してくれる。そういうデータがあると、我々も捜査の端緒を取りやすくなるものですから、どんどん届けてくださいという声掛けを行っております。どうしても、強姦や強制わいせつは暗数が多い犯罪ですから、逆に、そういうところもあります。

(前田座長)

認知件数が増えたことが、悪いとは言えない面があるのですね。

(坂口官房長)

暗数が表に出てきた部分もあるかもしれません。

(前田座長)

そこもよく目を光らせていただいて、お願いしたいと思うのです。ほかに、先生方、よろしいでしょうか。

それでは、議題1を終わらせていただいて、議題2に移りたいと思います。

議題の2点目「実績評価計画書の様式変更(案)」ですね。これについて、岡部室長の方から御説明をお願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、簡単に御説明したいと思います。資料4というものがございます。かなり量があるのですが、ポイントは、一番後ろに、別添4というものがございます。政策評価におきまして、事前分析というものをすることとなっております。これが各省庁共通の事前分析表の様式なのですが、これまでは、右下の赤いところがありませんでした。ただ、先ほど少し触れましたが、行政事業レビュー、要するに民主党政権下で始まったものですね、自民政権下で残っておりまして、行政評価と予算のレビューとの関係を明確化するということが決まっております。総務大臣が説明された資料等が前に付いているのですが、その具体的な表れとして、事前分析の際に、いろいろな事業を行うに当たっては、その事業が、行政事業レビューではどの事業に当たるかということを書いてくださいということとなりましたので、その欄を追加したということでございます。

こちらにつきましては、以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。書式のことなのですね。何かありますでしょうか。

(田辺委員)

事前分析の達成手段というところには、特に前年度の反省を踏まえてとは言いませんが、新規事業は何があったということが分かりますので、前年度の評価、前々年度の評価なのかもしれませんけれど、相関関係が見えるという点では、少なくとも予算関係では見やすいということでは良いと思うのです。

問題は、行政事業レビューでのくくりとですね、予算要求のくくりが若干違うと煩瑣になるなというのが、1つ。もう1つは、法務省は割とざくっと記載していて、この事業をどこに振り分けて良いか分からないから、まとめて書きました、というような数字を出していたので、あれは少し良くないなと思うのですが、逆に全部積み上げて書く、それで割り振りが面倒くさくなってしまふのは、それはそれで逆効果かなと思いました。作業の流れ方として、警察の場合の書きやすさは、どのようなものなのでしょうということは、お伺いしたいのですが。

(岡部警察行政運営企画室長)

警察も、同じような問題がございます。それぞれ、この達成すべき行政目標と事業の関係が、必ずしも1対1でリンクいたしません。いろいろな事業がいろいろなところにまたがったりしますので、今回の事後評価書の本体でも、予算の書きぶりは、かなりざくっとしたものにならざるを得ないところがございます。レビューでは、事業をそれぞれ細かく分けておりますので、それがここに来るなという関連性は分かるのですが、どうしても警察予算の性格上、それを業績目標と1対1に対応させるのが難しい。

あと、警察の場合はどうしても、政策の実行に当たって都道府県の予算で行うところが大きいので、そこは出てこないというところがあります。その中でも、一応できるだけ努力をして、会計課の方でも、行政事業レビューを選ぶときに、100事業ほど今選んでいるのですが、そういったものとのそれぞれの関連性が、できるだけ分かるようにしようということで。ホームページ等でも、できるだけ分かりやすくするつもりではあるのですが、今のところは、最大限努力して明らかにしておるということでございます。

(前田座長)

ほかに、何か御指摘いただくことはございませんでしょうか。書式は、なるべく書きやすいように。あと、作業量が少なくなるように。

(岡部警察行政運営企画室長)

ありがとうございます。

(前田座長)

よろしいでしょうか。それでは、議題2について、御意見がございましたので、議題2を終了いたしまして、報告に移りたいと思います。報告については、2点、「規制の事前評価書の作成及び公表について」と「平成24年度政策評価実施結果報告書(案)」ですね。この2点について、御報告をお願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

それでは、簡単に御報告いたします。

資料5をご覧ください。こちらは、規制の事前評価書の作成と公表ということで、報告事項であります。今年の3月に、「道路交通法の一部を改正する法律案」で規制が新設されることから、この規制の事前評価を行ったものであります。それぞれ規制の内容ごとに、評価書を作成して公表しているところであります。

それぞれ、「病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止」というのが1番目。2番目が、「一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止」ということであります。それから3番目、「一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除」という内容が入っております。4番として、「取消処分者講習の受講対象の拡大」、それから、あと2つ自転車関係がございまして、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令」、最後に、「自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等」ということで、それぞれにつきまして、費用・便益について、想定される代替案と比較・検討して、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価して、こちらを公表しているところでございます。

それから、報告事項2番目は、資料6でございまして。こちらは、「平成24年度政策評価実施結果報告書(案)」ですが、研究会の場等でも御議論いただきました政策評価を行ったものを警察庁分を取りまとめて、公表するためのものです。こちらは、総務省に送付をされまして、総務省の方から国会に報告されるということでございまして、既に議論自体は終わっているものでございまして、報告事項にしているものでございます。以上であります。

(前田座長)

ありがとうございました。これは報告事項ですので、御意見ということではないかもしれませんが、何か御質問があれば、どうぞ。

(田辺委員)

1点だけです。規制の費用で、遵守費用、行政費用がかからない、その他の社会的費用もかからないという、まあ、現に、いわゆる免許制度があって、横に広げる訳ではないからというのはそのとおりではあると思うのですが、他方、この情報を書いてほしいなあというのは、この規制が入ることによって、この対象者、例えば昨今の議論ですとてんかんだったと思うのですが、何名くらいが影響を受けそうなのかという数字は出しておかないと、これが要するにどれくらいのものであるのかという、心理的負担というのは金額にならないかもしれませんが、どういうマグニチュードをこの規制が持っているのかということ自体が判断できないかなということがあります。そんな情報はない

と言われればないかもしれないし、そんなものは出せないと言われればそうなのかもしれませんが、何か工夫はなかったのかなと思った次第です。

(土屋交通局担当審議官)

評価書については、おっしゃるとおり入っておりません。ただ、確かな数字というのは、我々として自信をもってお示しするものがなかなかなかったのも事実です。例えば、てんかんについては、実際は症状に幅もあるようですが、専門の方に何うと、80万とか、120万とかいうことをおっしゃる場合もあります。これについては、皆さん全員が診療を受けていらっしゃるという訳ではないでしょうから、推測も含んでいますでしょうし、それから、医療記録でありますから、我々に把握する術は、正直言ってありません。今回の制度を検討するに当たっては、過去の事故の記録等から、てんかんであったとされる者、これも全てではないのかもしれませんが、そういう者を一応サンプルとして取り、その中で、実際に申告の時点でどのように申告されていたかというのを推測するというか、どちらかという最終的に事故につながったものから拾っていきましたが、それ自身もあくまでも全体のマグニチュードを示すというものには、なかなかならなかったのも事実でございます。今後、こういった全体の評価に当たっては、工夫できるものは工夫したいと思います。

(前田座長)

ほかに、この報告に関しては、よろしいですか。それでは、これで報告に関する質疑は締めて、また、先ほどの第1議題に関して。一巡しか質問が出ておりませんので、もし、質疑がございましたら。他の委員の方もですね、御質問があれば出していただいて、また、御意見いただければと思います。お願いいたします。

(妹尾委員)

この機会なので、あえて御質問させていただいて。我々が非常に興味というか関心を持っているのは、いわゆる3次元プリンタ、3Dプリンタです。もう10年以上前から、我々あのお話をしていたのですが、いよいよ立ち上がってきた。この間、マスコミでも割と報道されましたが、あれでピストルを作れてしまいますよね、という話なのですが。あの辺は、どういう風にお調べになって、どういう風に御覧になっているんですか。というのは、あれは図面を3Dで出せば、肝心な部分以外はほぼ作れるということになってますよね。そうすると、拳銃や凶器等、それこそ禁止されている類の何とかナイフですとか、あの辺もできるようになってしまう。あれをどう見るかというようなところで、すよね。何か今すぐどうだという話でもないのですけれど。

(前田座長)

技術もそうですけれど。銃刀法関係は刑事ですか、今は。組対部ですか。

(辻刑事局担当審議官)

拳銃の取締りは、組対部です。私のところに含まれますけれど。製造ということでは

いますと、銃に関して言えば、銃刀法というよりは、武器等製造法になりますけれども、武器を製造するには、経産大臣の許可が必要で、法律で決められていますけれども、それに従わなければ、密造ということになります。結局、どういう方法で製造しようが法律に当たれば当たるという世界でしかありませんので。ただ、今の先生の御質問というのは、そういう当たれば当たるという話ではなくて、そもそもああいうものを何か規制なり、監督なりそういうものはいらぬのかという、こういうお尋ねかなと。

(妹尾委員)

いや、規制・監督とかということじゃなくて、むしろあれは、日本の産業競争力から言えば推し進めないと、とても太刀打ちできないという感じですね。ただ、いろいろな軋轢が出てくるだろう。例えば今、私、内閣の知財戦略本部の専門調査会長ですが、あれを実用化したら、今度は、意匠権問題で、まがい物が山ほど出てくるだろうと。あっちこっちで、3次元データさえあれば、全部作れてしまう。家でも偽物を簡単に作って、販売できてしまう。そういう問題が必ずあるのですが、日本のいわゆる産業競争力的に見ると、あれがないと、とてもかなわない。あれは、ものづくりではなくて、ネットワークサービスの2Dから3Dへの転換、コンセプトが全然違うから、あれはむしろ有効に活用しないと、インターネット同様、日本は負けるなという感じですね。ただ、あれで武器を作られたというのでは困るので、その辺をどう考えているのかなと。あと、実態として、3Dプリンタを暴力団がたくさん買い込んでいるのかなとかね。テロリストは買い込んでいるでしょうけれども。あるいは、子供たちが面白半分に作ったら、どうするかということもあるので、そういう軋轢が出そうだなという風に思うのですけれどね。

(辻刑事局担当審議官)

取締りについて言えば、私、先ほど申したようなことで、当たれば当たるということで、精巧なカラープリンタができて、偽札ができるのではないかという話があって、現実にそういう事件というのはあるわけですが、結局、その3D版というかですね、そういう状況にあるので、おっしゃったように、悪用されるようなことが本当に蔓延すれば、相当本格的に取り締まるなり、あるいは、できあがったものというのではなくて、その使い方について一定のルールというかですね、そういうものが必要だという議論が出てくるのではないかと思いますけれども。

(妹尾委員)

たまたま、僕は、今からそういう研究推進を官房や経産省と進めるのですけれどもね、警察庁でも、そうした話が出てきてから対策をするというよりも、今のうちから何か御研究をされていた方が、あるいは、どういう犯罪可能性があるかという、犯罪者のビジネスモデルも変わるでしょうし、子供たちへの対応も違うでしょうし、事前の研究はなさっておいた方が良いと思います。

(辻刑事局担当審議官)

誰が作ったかということが後で分かるように、最低なっておいてくれると助かりますよね。どれで作ったとかですね。例えば、シリアルナンバーでも出てですね。それは、何社製の何番のどここの何さんの持っている物で作られたという番号が出てきて。今、アクセスするときに、パソコンにIDが残って、誰がアクセスしたかというのが一応ログとして残りますので、後で追いかけていくとなれば、そういうものがあれば。

(妹尾委員)

アクセスしてデータを持って行ったというところまでトレースで行くとね、これは要するにプライバシーの話になって。では、現実にはできたときに、これは一体どこでできたのだというトレーサビリティの話になる。これは、だけど、リサイクル技術との関係なのですよ。今、全部の素材に、DNAを埋め込むことができるようになってきているので、そうすると、これは全部ばらせるはず。どこの素材を集めたかというのをトレースはできる。技術的には、そうなのですからね。

(前田座長)

今の関連で言いますとね。ネットの問題もパラレルな所にあって。今、おっしゃった3Dも、ネットやサイバーと不可分でしょうけれど。今までの指標が古いという話とも重なるんですけどね。いわゆるわいせつ情報なんかをいかに流さないようにするかというような話が、サイバーの世界の中心であったのが、国民の生活が現に害されるので、「国に守ってほしい」というところに転換したのが、今年ですよ。今年から変わってきていると思うのですよ。そのときに、今の話と同じで、やはりこういう作るものの安全性を確保するために、悪用されないように、「民間として注意しましょうね。」というようなサイバーセキュリティだったのが、国を挙げて攻めてくるというか悪いことをしている可能性もあるわけだから、それを探求して捕まえると。

だから、やはり、刑事、警備、生安全部にまたがって、でもその土台は情報通信と。サイバーは各局の縦割りでは、もう対応できないという時代が、そんなに遠からず来ると思います。是非、ですから、先生がおっしゃったように、常にイメージーションを豊かにして、次に何が起こってくるかを踏まえて。警備の世界だって、どういう攻撃の仕方かというのは、質的に変わってきますのでね。そこを横断的に考えられる人材とか、政策研究センターも来ていらっしゃるし、おそらく警察のいろいろな課題、もちろんここに挙げたとおり各部門全部あるのですが、通して一番大きな柱は、やはりサイバーという感じがしますよね。そことリンクしながら、回していかないと。今年からもう動き出すし、来年、再来年、政策評価の軸も、そこにどうしても動いていくものが出てくると思うのですけどね。

ほかに、よろしいでしょうか。それでは、お時間頂戴しましたけれども、これで今回の議論・質疑が一応終わったと思いますので、岡部室長に司会をお戻ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(岡部警察行政運営企画室長)

先生、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様、本当にありがとうございました。お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日、事務局の方からお送りいたします。

次回は「平成26年度政策評価の実施に関する計画」を作成いたしますが、こちらを中心に御意見を賜ることを予定しております。日程はまだ未定でありますけれども、来年2月くらいを目途と考えておりますので、別途、事務局の方から調整させていただきたいと思っております。本日は、本当にありがとうございました。